

「R6 静岡市経済変動対策貸付特別利子助成金」 金融機関対象 Q & A

セーフティネット保証及び危機関連保証につきましては、登記簿上の所在地（本店）又は事業実態のある事業所の所在地（支店等）を所轄する市町村いずれにおいても認定を受けることが出来るため、本市が認定したセーフティネット保証及び危機関連保証対象者と利子助成対象者が一致しない可能性があります。		
NO.	質問事項	回答
申請資格について		
1	＜法人＞ 融資実行後、本社及び営業所を他市に移転した。 このような事業者は対象となるか。	利子助成の申請はできません。 融資実行時・助成金申請時の両時点において市内に事業所の住所がなければ対象となりません。
2	他市に新たな事業所を設け、その事業所を本社として登記し、静岡市の事業所を支店として登記した。 この場合、静岡市に利子助成の請求はできるか。	静岡市内に支店登記があれば利子助成の対象となります。なお、静岡市の市民税の納付が済んでいる必要があります。
3	＜申請者が個人事業主＞ 自宅が市外、店舗が市外と市内の2店舗を営んでいる事業者は申請できるか。	市内にある店舗が経営上主たる店舗（売上高・従業員数等）であり、かつ、市民税の均等割り手続きを行っている場合は対象となります(参考No.10)。
4	普通保証で経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）を利用した事業者は、対象となるか。	信用保証協会の「経営安定関連保証」又は「危機関連保証」を利用した融資を対象としていますので、普通保証で借入した経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）の利子は対象外となります。 なお、「経営安定関連保証」には、セーフティネット4号とセーフティネット5号の2つがあります。
5	令和4年12月に借入した事業者が令和6年5月に自己破産をして倒産した。この事業者は、令和6年2月まで利子を支払っていたが、その利子は助成の対象となるか。	助成金の申込(申請)の日まで1年以上引き続き市内に主たる事業所を有している事業者が対象のため、本ケースは対象外です。
6	事業を廃業した場合、申請はできるか。	特別利子助成金の申込(申請)の日まで1年以上引き続き市内に主たる事業所を有している事業者が対象のため、すでに廃業された場合は対象外です。
8	親から子への事業継承した場合、利子助成の対象になるか。	対象になります。 個人事業主用の提出書類の他に、同一事業を引き継いだことがわかる書類（開業届・確定申告書等）と債務移動の確認ができる「債務引受承認契約書」を合わせて提出をしてください。

9	個人事業主から法人(法人成り)した場合、法人から個人事業主に変更した場合は、何か資料を提出しますか。	通常の提出書類の他に、形態変更および債務移動の確認ができる上記書類を合わせて提出ください。 ・ 個人事業主から法人：法人用の提出書類一式 廃業届 債務引受承認契約書（債務移動確認のため） 代表者の市民税の納税証明書(※) (※)個人事業主から法人成りされて1年未満の場合は、代表者の市民税の納税証明書を合わせて提出ください。 ・ 法人から個人事業主：個人事業主用の提出書類一式 閉鎖事項証明書・個人としての開業届 債務引受承認契約書（債務移動確認のため） 直近の事業年度の納税証明書
納税証明書について		
10	<申請者が個人事業主> 店舗住所は市内、自宅住所は市外のため静岡市の納税証明書が取得できない。 この場合、納税証明書はどうしたらよいのか。	静岡市の市民税課に連絡し、「均等割り」の手続きをしてください。 均等割りの手続き完了後、①市民税課の担当者名、②均等割り手続きを終えた旨を電話にて産業振興課に伝えてください。その後、産業振興課と市民税課の間で均等割り手続きが終えたことを確認します。確認できた場合、今年度の申請に静岡市民税の納税証明書は不要です。
返済が確認できる書類について		
11	取引明細照会票があれば返済予定一覧表は不要となるか。	取引明細照会票のみ提出いただければ結構です。 ただし、借入金額、借入期間、約定利息等が確認できる取引明細照会票であるか確認いただき、足りない場合はそれらが分かる追加資料を提出ください。
利子支払証明書について		
13	途中で完済した場合の記載方法を知りたい。	完済までの約定利息の合計を記入してください。 戻し利息や延滞利息がある場合は引いた額を合計額に記入し、その利息額がわかる書類を併せて提出してください。
14	元本の返済が始まっている融資について、添付書類に「通帳の写し」を選択した場合、元本と利息の内訳はどのように判断するのか。	今年度より「通帳の写し」を選択した場合は、内訳の確認できる「返済予定一覧表」で確認します。 「返済予定一覧表」を合わせて提出してください。
履歴全部事項証明書について		
15	金融機関のシステムから発行できるもの「現在事項証明書」で代替できるか。	必ず履歴事項全部証明書を提出してください。 現時点での最新の履歴事項全部証明書を必要とするため、法務局での取得をお願いいたします。 （例えば、(株)登記簿図書館は図書館保存分のデータを取得した場合、最後の更新日を確認できません。サービスの一環に「現在法務局で取得できる最新データで取得」とありますが、印刷した場合には保存分で取得したものと最新データで取得したものに差異がないため、法務局での取得をお願いいたします） なお、申請日から3ヶ月以内に発行されたものでない場合は、再提出をお願いいたします。

16	履歴全部事項証明書はコピーでも良いか。	コピーでも結構です。但し、申請日から3ヶ月以内に発行したものを提出してください。
申請金額について		
17	返済が延滞している状況だが申請できるか。	事業が継続している状態であれば申請できます。但し、延滞利息は除外となります。
その他		
18	「利子助成期間は3年間」とありますが、具体的に教えてください。	融資実行日の3年後の応答日の前日までが利子助成期間となります。例えば、令和3年5月10日に融資実行した事業者は、令和6年5月9日までに実際に支払った約定利息が対象となります。
19	約定返済日が休日で「36ヵ月以内の利子助成期間」を超えてしまった場合でも、対象となるか。	約定返済日が休日で、翌営業日が利子助成期間外となる場合は、翌営業日に引落された約定利息は利子助成対象外となります。ただ、休日であれば引落された1回分の返済については、利子助成期間内に手落としで返済すれば、対象となります。
20	利子助成期間内に40回目までまとめ返済を行った場合、全額利子助成の対象となるか。	3年間の利子助成期間内での返済回数は36回前後と想定しています。それを超える約定利息は対象外となります。特殊のケースとなりますので、請求時には内訳が分かる照会票等を添付してください。不明等の場合は、産業振興課までご連絡ください。